

## 第3章 国際意匠登録出願における意匠ごとの出願

---

### 1. 意匠法第60条の6第2項の規定

---

意匠法第60条の6第2項は、二以上の意匠を包含する国際出願について、我が国においては国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定している。しかしながら、「国際登録の対象である意匠」とは、国際事務局の判断に基づく国際登録における意匠の単位を意味しており、我が国意匠法第7条に基づく意匠の単位を直接的に意味するものではない。

よって、国際意匠登録出願が意匠法第7条に規定する要件を満たさない場合には、意匠法第7条の拒絶理由に該当するものとして取り扱う。

### 2. 意匠ごとにされたものであるか否かの判断

---

審査官は、国際意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

(1) 二以上の物品等を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合

ただし、種類全体を表す複数形の表記（例えば、「Desks」など）である場合、又は、組物の意匠の国際意匠登録出願であると認定できるものを除く。

(2) 国際意匠登録出願に係る図面の記載において二以上の物品等を表した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）

ただし、組物の意匠又は内装の意匠の国際意匠登録出願であると認定できるものを除く。

なお、意匠ごとの出願に関するその他の判断基準については、第II部第2章「意匠ごとの出願」を参照されたい。